

令和6年10月29日（火）
災害に備えた地域での支え合い研修会2024

札幌市における 避難支援の取組みについて

札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課

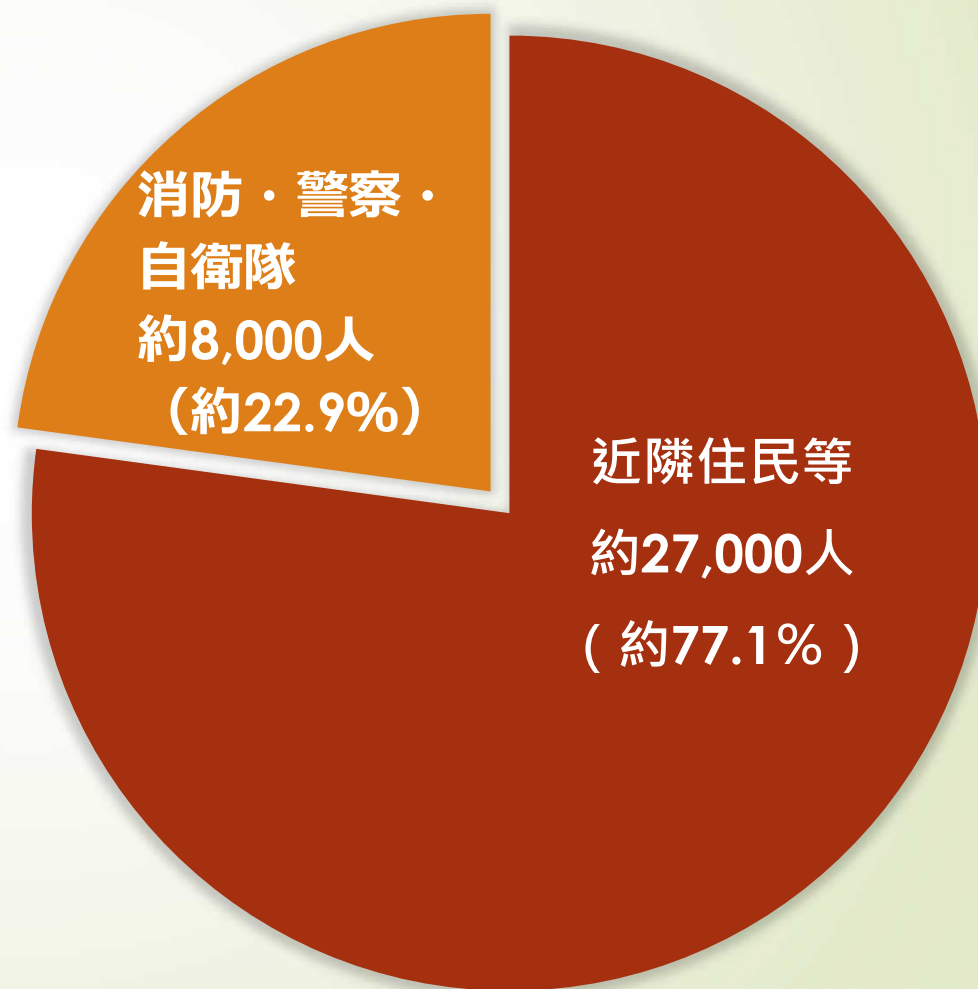
SAPPORO



一刻を争うとき、 行政の支援は間に合いません

＜図表＞平成7年
阪神・淡路大震災における
救助の主体と救出者数

いざ、という時
頼りになるのは
ご近所の方です



要配慮者避難支援とは

災害発生時に自分の力だけでは避難することが困難な要配慮者の避難支援を、
主に地域ぐるみで行うこと。



札幌市内の地域での取組状況

要配慮者避難支援の取組に関するアンケート結果
(市内の単位町内会・自治会対象 令和2年)

回答のあった町内会のうち、
約7割が、**取組**をすでに行っている、
または、**今後取組予定**と回答

＜町内会の皆様にご協力をお願い＞

令和6年11月下旬以降、単位町内会を対象に
取組についてのアンケートを実施予定です。
皆様のご協力をお願いいたします。

地域で取り組むにあたっての課題

要配慮者避難支援の取組に関するアンケート結果から
(市内の単位町内会・自治会対象 令和2年)

- ◆ 取組の始め方がわからない
 - ◆ 取組の担い手を集めるのが難しい
 - ◆ 支援が必要な方の把握が難しい
- ・・・など



札幌市では課題に応じた
取組の支援を行っています

取組の手引き書の作成・配布



取組を始める・進める際の
手引き・ヒント集です。



コンパクトな
概要版もあります

市役所本庁3階の保健福祉局地域福祉・生活支援課、
各区役所でも配布しているほか、ホームページからもご覧いただけます。

取組の内容を知りたい・・・

取組のきっかけをつかみたい・・・

「出前講座」を 実施しています



令和5年度

!!!

市政に関する情報を皆さんにお届けします!

札幌市

出前講座

札幌市出前講座では、市の職員が皆さんの地域に出向いて、市の事業などについて、わかりやすく説明いたします。町内会などの各種団体の勉強会、職場での研修、サークル活動などの機会に、ぜひお気軽にご利用ください。

札幌市 出前講座 検索

SAPPORO

<テーマ>

「災害発生時の地域での支え合い」
～要配慮者の避難支援～

市の職員がおうかがいし、**取組の
始め方やポイント**をご説明します。

お申し込みは
保健福祉局地域福祉・生活支援課または
各区役所の保健福祉課まで

支援が必要な方の把握が難しい・・・ 協力者を集めるのが難しい・・・

「支援ツール」を提供しています



主旨説明用

取組にご協力いただく方へ

当町内会(自治会)は、災害時の要配慮者避難支援[※]に取り組みます。

※「要配慮者避難支援」とは？
災害発生時に、自分の力だけでは避難することが難しい高齢者や障がいのある方などの避難支援を地域ぐるみで行うことです。

災害時支えあいのカタチ

自助
要配慮者とその家族が助けあう。

自助
近所では助けあいます。

地域の共助
近所や地域の方たちが互いに助けあう。

近所では一軒に避難します。

近所では一軒に避難します。

○ **行政が何とかするから私たちがやる必要はないのでは？**
災害が発生して一刻を争う時、人間的にも地理的にも、行政が直接対応できることには限界があります。身近な人だからこそできることがあります。

札幌市の避難行動要支援者
(特に支援が必要と想定される方)
約11万人

- ・要介護認定を受けている方
- ・身体障害者手帳1・2級を所持している方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ・療育手帳Aを所持している方
- ・視覚障がい、聴覚障がいのある方 など

私たちの地域の中にもいらっしゃいます。

参考 阪神・淡路大震災における救助の主体数出書数
(内閣府 平成26年度防災白書より)

倒壊した家屋などに閉じ込められて自力で逃げられなかった方のうちご家族やご近所さんに助けられた方がたくさんいます

地域住民等 **77.1%**
約27,000人

消防、警察、自衛隊 **22.9%**
約8,000人

取組に役立つ**様式例**を提供しています。例えば・・・

- ・ **支援が必要な方を把握**するための回覧の見本
- ・ **協力者募集**のための回覧の見本

など

要配慮者との接し方や

取組の進め方がわからない・・・



札幌市委託事業

誰もが住みやすい
あんしんのまち
コーディネート事業

SAPPORO

さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

市が派遣する**専門家**から**アドバイス**等の**支援**を受けることができます。

<主な支援内容>

- ・障がいのある方との接し方についてのアドバイス
- ・**取組の進め方の研修、助言**
- ・避難訓練への助言 など



支援が必要な方の把握が難しい...

10

避難行動要支援者名簿の提供



平成25年 災害対策基本法改正

災害時の避難に特に支援を必要とする方たち
(避難行動要支援者)の名簿の作成が市町村
長の義務となりました。

- 要介護の方
- 重い障がいのある方 など

この名簿の情報は、ご本人の同意が得られ
れば町内会等の地域団体に提供することが
できます。 (地域団体からの申請が必要)

提供の相談・お申し込みは各区役所の保健福祉課まで

札幌市の名簿作成・提供状況

- 👉 H27から名簿を作成・町内会等の地域への提供を開始。
- 👉 名簿提供の際に「個別避難計画」作成のご協力を地域に依頼
- 👉 地域の助け合いによる避難支援の取組みを推進。

＜札幌市の名簿掲載対象者＞

118,943人（令和6年1月1日時点）

個別避難計画とは

災害時にお一人では避難することが困難な方
お一人おひとりについて

- どこに避難するか（避難場所）
- 避難時にどんな配慮が必要か
- 誰が支援するか（支援者）

などを災害時に備えてあらかじめ記載したものの

★災害の中でも、特に土砂災害や風水害といった事前予見、避難準備が可能な災害において有効な取り組みとされています。

令和3年5月 災害対策基本法改正

**避難行動要支援者名簿に
掲載された方のうち、
作成の同意を得られた方について
個別避難計画を作成することが
市町村の努力義務に**

法改正にあわせて、市町村の取り組み方を示す
「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」も改定されました

14 R3年 取組指針改定のポイント①

計画作成をできるだけ早く進めるため、
作成の優先度が高い方の範囲を定め、
おおむね5年程度で作成に取り組むこと

<優先度が高いとされる方（国の例示）>

要介護度3～5の高齢者等自ら避難することが困難な方のうち、
ハザードマップで危険な区域に住む方など、地方公共団体において計画作成の優先度が高いと判断する方

★札幌市においても、国の指針にもとづき、災害発生時のリスクが特に高いと考えられる方から、まず作成を進める方向で現在、検討を進めています。

15 R3年 取組指針改定のポイント②

計画作成にあたっては
要支援者の状況を日頃からよく知り、
信頼関係も期待できる

福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援
専門員等）の参画が極めて重要

★全国の市町村でも、福祉専門職の
皆様のご協力を得ての計画作成の
取組が続々と始まっています。

法改正をふまえての 札幌市の取組・検討状況①

● 試行実施（R5年度）

- 👉 作成手順や課題を具体的に把握するため、災害発生時のリスクが高いと考えられる対象者を選定
- 👉 日ごろから対象者を担当されている福祉事業所の皆様にご協力いただき、14件の計画を作成

試行実施でわかった福祉専門職の皆様にご協力いただきメリット

● 対象者や家族との信頼関係

☞ 計画作成への**同意が得られやすい**

● 対象者の心身の状態や

生活実態を把握

☞ お一人おひとりの状況に合わせた

避難の**実効性の高い**計画作成

試行実施で判明した課題と対応

(試行実施でご協力いただいた福祉事業所の皆様から寄せられたもの)

● 制度の認知度不足

☞ 制度の**周知・広報**が必要

● 対象者の防災意識が高くない場合も

☞ **防災意識の啓発**が必要

● 福祉専門職の防災知識不足

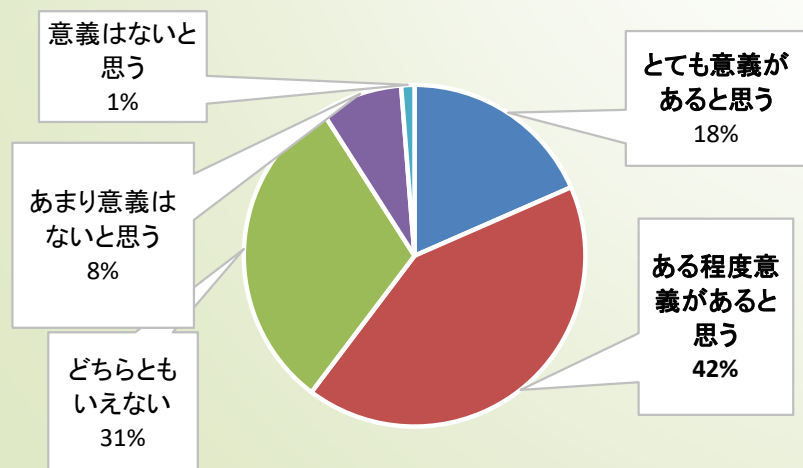
☞ 計画作成の**マニュアル**配布や
研修等によるサポートが必要

法改正をふまえての 札幌市の取組・検討状況②

● 福祉事業所の意識調査（R5年度）

試行実施で把握された課題をふまえ、市内の居宅介護・相談支援事業所（約600）における「制度の認知度」「参画への意識」などを把握し、今後の事業実施体制の検討に活用するため実施。

●福祉専門職が災害時の
避難プランを作成する意義について



★回答を得た事業所中、**6割**の事業所が自らが計画作成に関わることについて「**意義がある**」と回答

＜協力が難しい主な理由＞

- ・ **作業時間の確保困難、防災知識不足**

＜行政にのぞまれる主な支援＞

- ・ **マニュアルの作成、研修会の開催**

法改正をふまえての 札幌市の取組・検討状況③

● モデル実施（R6年度）

- 👉 新たな仕組みの検討をさらに進めるため、**試行実施等で把握した課題への対応**の検証等を行うため、対象地区を定めて実施
- 👉 対象地区内の**災害危険区域にお住まいの重度の対象者**を抽出し、対象者を日ごろから担当する**福祉専門職に計画作成の協力を依頼**しながら、現在進めています

モデル実施～試行実施やアンケートで把握した課題への対応

● 制度の周知・防災意識の啓発

☞ 啓発チラシの作成

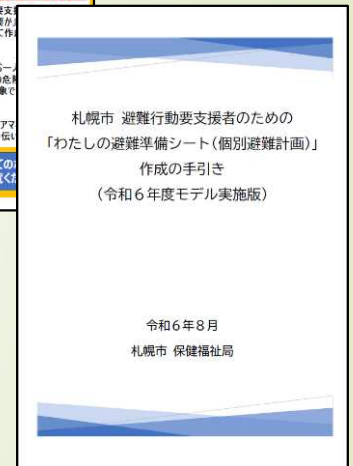


(啓発チラシ)

● 福祉専門職の防災知識不足

☞ マニュアル作成、研修開催

(作成の手引き)



● 計画を作成する時間の確保

☞ 作成期間を長期に設定、
定期的な訪問の活用を可能に



(オンライン説明会・研修)

今後の札幌市の検討・取組予定

● モデル実施（R6年度）



モデル実施の結果検証を通じて

- ・ 災害発生時のリスクが高い方の条件検討
- ・ 福祉専門職のご協力を得る仕組みの検討



さらに準備を進め・・・

★ R7年度 本格的に事業を開始予定

国の指針で示された 今後の計画作成の進め方

「市町村が福祉専門職等の皆様の
協力を得て、優先的に支援する
計画づくり」

と並行して・・・

「ご本人やご家族、**地域**の方が記入
する計画づくり
を進めることが適切である

地域のみなさまへ

法改正にともない、市が新たな取組を進めていくことになりましたが・・・



災害時の避難支援を必要とされている方の数は多く、要配慮者のよりよい避難を実現するためには、身近な地域の皆様による日ごろの支えあいの取組が、引き続き重要であることに変わりありません。

引き続き、可能な範囲での取り組みに、
ご協力をお願いします。

災害時には・・・

- 👉 ご自身やご家族の安全確保が最優先
- 👉 活動はあくまで善意にもとづくもの
(義務ではありません)
- 👉 支援の結果に責任はありません

ご自身やご家族の安全を確保した上で
無理のない範囲で取り組みを
行っていただくようお願いいたします

ご清聴ありがとうございました

< 「災害時の支えあい」 についてのお問い合わせ先 >

札幌市 保健福祉局 総務部

地域福祉・生活支援課

☎ 011-211-2932

札幌市 要配慮者 検索

